



インドネシアにおいて 日本が資金提供する 「クリーンな」 石炭火力発電所の影で ～インドラマユとチレボン

2017年3月

インドネシア環境フォーラム
WALHI西ジャワ (FoEインドネシア)
政策提言・キャンペーン マネージャー
ワヒユ・ウィディアント

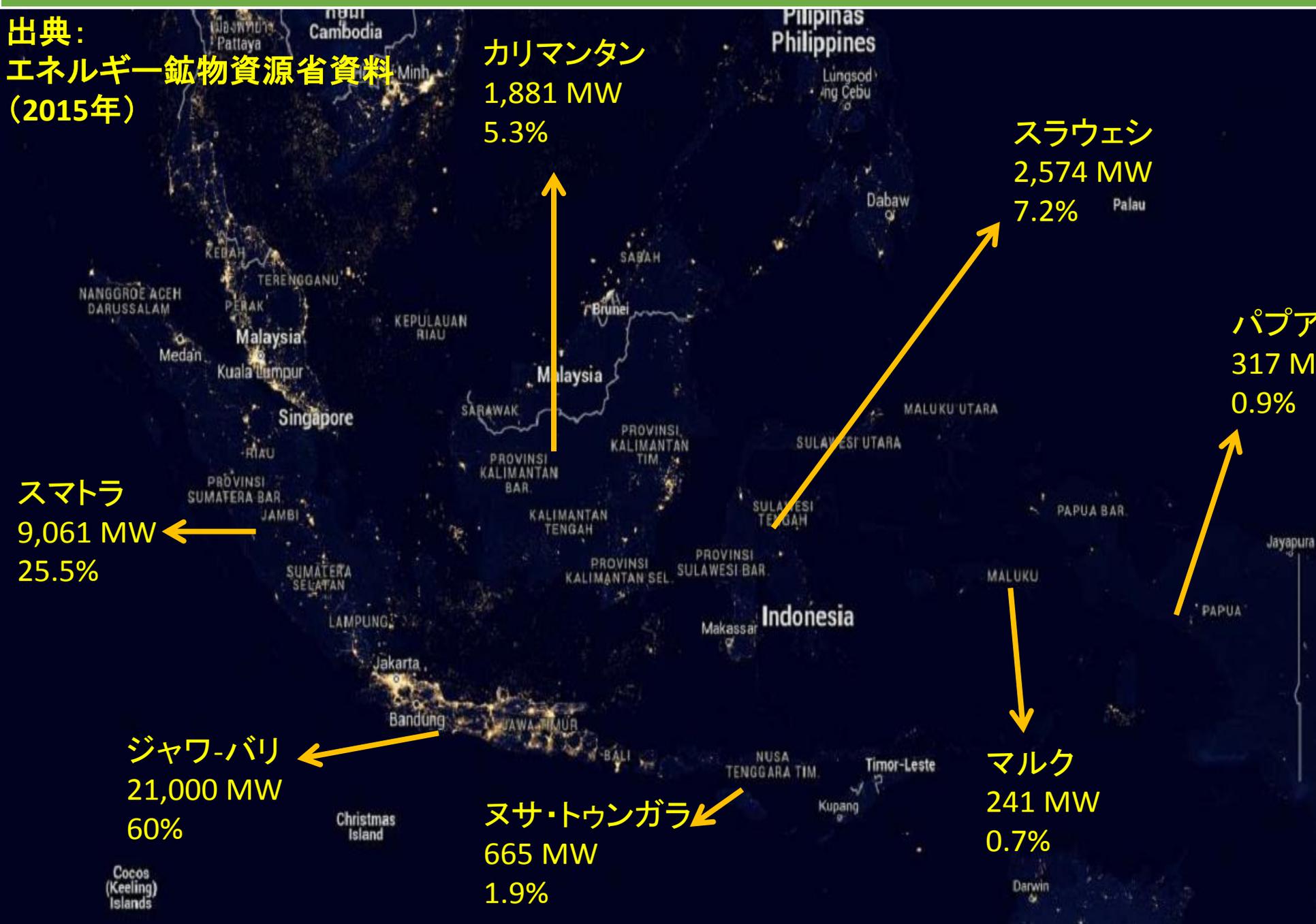


**2015年のジャワ-バリ系統の発電容量は、
31,695メガワット。供給予備率は31%**

	ジャワ-バリ系統
純発電容量(MW)	31,695
最大電力使用量(MW)	24.258
供給予備率(%)	31

35,000メガワットの電力事業の地域配分

出典：
エネルギー・鉱物資源省資料
(2015年)



スマトラ
9,061 MW
25.5%

カリマンタン
1,881 MW
5.3%

スラウェシ
2,574 MW
7.2%

パプア
317 MW
0.9%

ジャワ-バリ
21,000 MW
60%

ヌサ・トゥンガラ
665 MW
1.9%

マルク
241 MW
0.7%

35,000メガワットの発電事業は、依然として電気アクセスのない13%のインドネシア国民に電気を供給することを目的としていると政府は主張。しかし、本当にそうか？



ジャワ島における日本支援の石炭火力発電所



チレボン石炭火力発電事業(1号機。660MW)

総事業費:8.5億ドル

融資:5.95億ドル(うちJBICは2.14億ドル)

国際協力銀行(JBIC)、韓国輸銀、民間銀行が

CEP(チレボン・エレクトリック・パワー社。丸紅出資)と融資契約



環境影響



地域住民の 生計手段の破壊

例: かつて漁民。現在は建設労働等

例: かつて塩づくりに従事。
現在は土砂の掘削

例: かつて漁民。現在は溶接工

小漁業、小エビとり、農業労働者は特別な技術を必要としない仕事で何とか生活を凌いでいる。

たとえば、建設労働、日雇いで不定期的な仕事等、退屈で賃金の安い仕事である。

例: 漁民。現在も何とか漁業を継続



2016年4月 JBICに対する1通目の書簡

2016年9月 JBICに対する2通目の書簡

2016年11月 JBICに対する異議申立て



チレボン石炭火力発電事業(2号機。1,000 MW)

事業者: CEPR(チレボン・エナジー・プラサラナ社)

丸紅35%、Indika Energy25%、Samtan20%、

Komipo10%、JERA10%出資

インドネシア国有電力会社(PLN)と電力購買契約(25年)締結

総事業費見込み: 約21億ドル

融資: 総事業費の80%

国際協力銀行(JBIC)、韓国輸銀、民間銀行(日本、仏、蘭)

空間計画の違反

- チレボン県空間計画（2011年条例第17号）による領域は、アスタナジャプ
ラ郡40ヘクタールのみ。
一方、（実際の事業予定地
は）ムンドゥ郡、パングナ
ン郡が含まれている。
- 事業が進められると、多くの漁民が漁場を失うことになる。
- 事業地のコミュニティの間で社会的な対立・衝突も。



土地紛争

- 377人の地権者が1986年にウッド・センターのため土地収用
- 県知事令や土地収用委員会の議事録によれば、20人の地権者が法定の補償を一切受領せぬまま
- カンチ・クロン村の7人の地権者は補償を受領していなかった。



- 収用された195 haは補償金が支払われた
- 環境林業省の土地状況に関する報告によれば、約205 ha中10 haは未収用。内訳はカンチ・クロン村1人、カンチ村22人、アスタナジャプラ村5人、アスタナムクティ村1人(現状、法令に則り、補償金は供託金として裁判所に入れている)

法律違反

- 環境アセスメント（AMDAL）は、チレボン県空間計画（2011～2031年のチレボン県空間計画に関する2011年条例第17号）
- 環境許認可に関する2012年政令第27号
- 空間計画法に関する2007年法律第26号
- 環境アセスメント住民参加及び環境許認可に関する2012年環境大臣規則第17号

チレボン拡張計画(2号機)の環境許認可に関する行政訴訟

訴訟の原告は住民 6 名:

- (1) 小エビとりの漁民 (suduと漁網を利用)
- (2) 小エビとりの漁民
- (3) 漁民2名
- (4) 貝採取者
- (5) 小エビのテラシづくり／売り

全員が西ジャワ州チレボン県アスタナジャプラ郡カンチ・クロン村の住民。

訴訟は、バンドウン市の行政裁判所にて、依然として係争中。



2017年1月6日、原告はバンドウン行政裁判所にて申立てを正式に登録

インドラマユ石炭火力発電所 拡張計画(1,000 MW)



国際協力機構(JICA)が
円借款を検討

法律違反

- 環境の保護及び管理に関する法律(2009年法律第32号)
- 環境許認可に関する政令(2012年政令第27号)
- 公共事業土地収用法(2012年法律第2号)
- 環境アセスメント住民参加及び環境許認可に関する規則(2012年環境大臣規則第17号)



日本政府への要請：

- 日本政府は、地域住民の人権を尊重すべき。
- JBICは、JBIC自身のもつ環境社会ガイドラインを遵守すべき
- JBICは、事業が受入国や関連地方自治体の環境法規を遵守しているか否かを要件とすべき。
- JICAは、協力事業の実施にあたり、地域住民の人権について、国際人権規約で規定される国際的な人権基準の原則を尊重すべき。
- JICAは、関連機関の発行する人権に関する報告書や情報を広く入手し、協力事業に関する情報公開など、地元の人権状況の把握に努めるべき。そうやって、JICAは、環境社会配慮に関する意思決定に地元の人権状況を反映することができる。

NOW!!!

- チレボン1号機の閉鎖と
チレボン2号機建設の中止を
- インドネシア政府に対する
インDRAMユ拡張計画への
融資供与の中止を
- 日本は、インドネシアが汚染を引き起こす
石炭を止め、クリーンな再生可能エネルギー
に投資するよう支援すべき

石炭火力発電所
により損害を受
けた能力は、生
活の原理にゆっ
くり浸透していき、
社会経済構造と
環境を揺さぶる。

